

議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成26年8月21日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成26年8月21日(木) 午後1時00分～午後2時25分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員
部 会 長 竹 井 道 男
副 部 会 長 服 部 孝 規
部 会 員 西 川 憲 行 高 島 真 尾 崎 邦 洋
中 崎 孝 彦 森 美和子
会 長 前 田 耕 一
副 会 長 中 村 嘉 孝
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 浦 野 光 雄 渡 邊 靖 文 高 野 利 人 新 山 さおり
- 6 案 件
1. 第23回検討部会の確認事項について
2. 議会改革白書2014への掲載内容の確認について
3. 議題
(1) 議員定数18名での運営について④(議長の委員就任について)
(2) 議会要覧の見直しについて
(3) 議会基本条例逐条解説の改訂について
(4) 市民アンケートについて
(5) 議会事務局の機能強化について
(6) 検討スケジュールの進捗と新規項目について
(7) 議会改革白書2014について
4. その他
- 7 経 過 次のとおり

午後1時00分 開 会

○部会長（竹井道男君） ただいまから24回の検討部会を開催させていただきます。

それでは、事項書に基づいて会議を進めます。

まず、前回第23回の検討部会での確認事項について、事務局より報告をいただきます。

渡邊室長。

○議会議務局員（渡邊靖文君） それでは、23回検討部会の確認事項、1つ目が、議員定数18名での運営について。これは、委員会運営のあり方の検討ということでございます。

議員定数18名での常任委員会の運営ということで、現行どおり3委員会にするのか、2委員会にするのか、3委員会で複数委員会所属にするのか。この3案について、各会派で意見を調整していただき、報告を受けました。そして、この件につきましては、それぞれのご意見がございましたので、検討部会では方向性は出さずに、組織のことですので、代表者会議に委ねることといたしました。そして、またその結果により、委員会条例の一部改正を9月定例会の閉会日に行うこととなります。

続きまして、議員定数18名での運営についての議長・委員長の責務についてでございます。

これについては、議長と委員長の責務を議会基本条例に規定して立場を明確にするということについて、各会派でご確認いただき、その結果をご報告いただきました。反対意見はなく、これも代表者会議に諮っていただくこととなりました。また、これも同じように、その結果で、今度は議会基本条例の一部改正を9月定例会閉会日に議員提出議案で提案することになると思います。

続きまして、市民アンケートでございます。

市民アンケートのスケジュールについて、ご説明させていただきました。

7月末に1,000人に発送して、回答期限は8月18日まで、回収後は株式会社ぎょうせいにて入力作業と分析をしていただき、9月末に報告をいただくということでご説明させていただきました。また、あわせてホームページからも回答ができるようにさせてもらったところでございます。アンケートの回収状況や現在の状況は、きょうの議題の中の4番でまたご説明をさせていただきます。

続きまして、議員定数18名での運営についての議長の委員就任についてでございます。

議長は、これまで総務委員会に所属しており、前議長から議会の同意を得て辞任をされております。今回、議長の責務を議会基本条例に規定しようとしております。その内容は、「議長は、議会の代表者として中立かつ公正な立場で職務を遂行する」というような文言で規定をしようとしております。

そこで、このような議長の責務を踏まえまして、議長は常任委員会に所属しないこととするを条例に規定できないのかということで、委員会条例の、「議員は、少なくとも1つの常任委員となるものとする」のところにただし書きを加えまして、「ただし、議長は常任委員とならないものとする」という文言を加えようとするものでございます。このことについては、各会派で意見調整をお願いさせていただいたところでございます。その結果については、きょうの議題のところでもまたご議論いただきたいというふうに思います。

それから、議会基本条例の逐条解説の改訂についてでございますが、これにつきましては、これまで議会基本条例は2回一部改正を行っておりますが、いずれも改正後の逐条解説ができていなかったところでございます。ですので、この際、改正した箇所以外の、全ての見直しも含めて、逐条解説の改訂作業をしており、前回は、ほぼ完成に近いものを配付させていただきました。その後、また引き続き最終確認をさせてもらいまして、きょうの議題3のところでも詳しくご説明させていただきます。

以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 第23回の検討部会の確認事項について、5点ほど報告をいたさせました。

3番、4番、5番については、改めて3の議題ほうにのせてございますので、そこで詳しく説明をいたさせます。

それから、1番、2番については、きょうの議運でも委員長のほうから報告がありましたが、代表者会議に諮った上で、委員会運営、3委員会の定数と議運の定数、それから委員会、議長・委員長の責務の5本ですかね。常任委員会の数は代表者会議に諮られますので、ここら辺について、9月中に常任委員会の数と委員数も決めておかないと、18人ですので、22人のままじゃできないんで、その辺について、9月の最終日で条例を提案するというので、それまでに代表者会議を開催して、確認の上、取り組むということになると思います。

以上でございます。よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

○部会長（竹井道男君） それでは、2の議会改革白書の掲載はありませんので、3の議題に入らせていただきます。

まず、1番目、議員定数18名での運営について。これは、議長の委員就任についてでございます。

もう一度、事務局のほうから説明をお願いいたします。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） これにつきましては、これまでは議長は総務委員会に所属しておりました。前議長、今の前田議長と議会の同意を得て辞任をされております。先ほどもご説明しましたが、今回議会基本条例の中に議長の責務を明確に規定しようとしておりますので、それを踏まえて、条例のほうで「議長は、常任委員とならないものとする」というふうな文言を入れるということでご確認いただきました。ですので、各会派からの意見もそれで了解というふうな意見をいただいておりますので、これについては代表者会議のほうに委ねて、その結果で条例の改正を行いたいというふうに思っております。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 前回提案をさせていただいて、今回の会議までに各会派の意向をということをお願いをしておきました。全会派ともオーケーというふうな判断をいただきましたので、代表者会議で委員会条例の改正を確認して、前回の文言も出ておりましたが、委員にはならないという内容で改正をいたしたいと思っております。これは、1の（1）と関連しますが、委員会の数が今まだ決定をいたしておりません。3と複数と2と諮って、それぞれご意見がありましたので、これは代表者会議でもう少し議論することとなると。

ただ、このことがオーケーをいただきましたので、もし3委員会の場合は5・6・6ですね。総務委員会が多分5になって6・6。2委員会の場合は7と8と。複数は、多分1個しかなかったんで、ちょっと複数は厳しいと思いますが、3か2かというふうな選択になると思いますが、それにしても5・6・6か7・8というふうな、これも明記されるということになりますので、これをあわせて頭のほうにちょっと置いておいてほしいと思います。6・6・6にはならないということですね、もう就任しないので。5・6・6か、2委員会になれば7・8と。複数になるとこれの倍数ですけど、これは場所によって変わってくるんでちょっとややこしくなりますけど、条例改正もそういう数字になるということだけは確認をお願いしたいと思います。

(1) についてはよろしいですかね、各党派もオーケーをとっておりますので。

(発言する者なし)

○部会長（竹井道男君） それじゃあ、(2) 議員要覧の見直しについて事務局から説明いただきます。

渡邊室長。

○議会議務局員（渡邊靖文君） それでは、お手元の資料1、亀山市議会要覧をご覧いただきたいと思っております。

前回まで「先例集」というふうな表現をしておりましたけれども、今回「要覧」という表現に改めております。

ちょっと中をご覧いただきたいんですけども、まずは市議会の沿革から入っております。

これが数ページ来まして、次に議員名簿ということで、合併以降の議員名簿が記載されております。もう1枚めくっていただきますと、3番として、歴代の議長・副議長というふうな形が来ております。

次から要覧になります。

要覧が、1番の議会基本条例、総則に始まりまして、ずうっと最後がその他の事項の92まで項目がございます。

そして、その中の項目の48番をご覧いただきたいと思っております。

会議録の作成、署名議員というところがございます。

この一番右のところに、※印で、コミュニティセンターへの配布については現在調整中とございますが、前回の部会でフェイスブックでの投稿がありました件について、市民文化部の担当室のほうから各コミュニティに照会をかけていただいております。会議録が必要なのか、もうデータでいいのか、インターネット環境があるからもう配布は要らないのか、その辺の調査をかけていただいております。その回答期限が8月いっぱいという形になっておりますので、その結果を踏まえまして、当然インターネット環境にないコミュニティもございますので、部分的には必要だと思います。ただ、要らないところもあるかもわかりませんので、その辺を精査して、その辺の状況・経過を※印のところに入れ込んで完成としたいというふうに思っております。

今後の予定でございますが、まず要覧と、それに関係する例規関係がたくさんございます。それも全部整理をして、この要覧とセットにさせていただきたいと思っております。そして、最終10月に議会改革推進会議、報告の場ということで予定をしておりますけれども、そのときにはこの要覧と関係する例規を整理したもの、それプラス議会改革白書2014版もセットにして配付させていただく予定をしております。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 前回の23回で配付したものに、さらに少しグレードアップをした格好になっております。実は22年11月にこの原案というものができました。この後、当時の議長の要請によって、もう少しわかりやすいというか、改正をしてほしいということで、だから22年につくったものがことしは26年ですから、4年かかって改訂版ができてきたということをご理解をしてほしいと思っております。

それから、今回、前回のやつをもしお持ちの方は見ていただくと、沿革のところを少しいじらせていただきました。

上からずうっと、いつできたとか、面積だとか、それから1枚めくっていただいて、真ん中に市議会議員選挙というのを入れておきました。これには第1回だけありますので、とりあえず何月何日にあったか、何名の当選があったかということを書きようかなあと書いておきました。

それから、次のところをぜひこれはもう確認してほしいのが、議員定数と議員報酬というのはなかったんであえて入れました、これは。我々に絡む一番重要なテーマなんで、どういうふうに変遷したのかと。これはカルテにも少し書いてありますが、こんな感じで変遷をしてきたということです。ですから、いつ何名になったというのがわかるような格好にしてあります。

それから、一番重要なのは、議員報酬のところ、これも古いほうの要覧には、1番は書いていなくて2番かな、日割り計算だけ書いてあります。実は、今の議員報酬については1番のところに書いておきましたが、議員の定数と任期を決める合併協議の小委員会の中で、議員の定数は22名とするという報告の下にただし書きがありまして、そこに現行額をもとにした2制度を基本とし、新市発足後、改めて報酬審議会に諮らねたいというふうに書いてある。これではたしか「諮る」と書いてあるけど、「諮らねたい」というのがついております。このことで若干もめたわけですね、当時の合併協議に入った人間から、関町の議員も同じ39万じゃないのかという議論がここで起きました。でも、これは「諮らねたい」ということだけですので、その時点の一つの提案の文言になっておると。

実は、3番のところを探し出して入れておきました。これは非常に重要なことでして、平成23年2月に、市長と副市長の給料を5%たしか下げたときに報酬審議会にかかりました。そのときに参考意見がついておまして、そこに市議会議員の報酬は、議会基本条例の理念に基づき、議会の意志により審議され、改正が必要な場合においては、議会みずから提案されることが望ましいというふうになっております。これを受けて、多分当時市長の給与削減のときの質疑か質問の中で、「議会は議会さんでお決めください」というふうに答弁がありました。これは、私もこの資料はたまたま家にあって見ていて今回書くん、報酬のところ何かあったよなあと書いて見たら、こういう1文がある。

ということは、報酬審議会がこの方針を変えない限りは、議員の報酬を変えるときは議員みずからやってくれということです、これは。次の報酬審議会、うちに持ってきてもいいよ、両方とるとよ書かん限りはこれが生きていますので、朝の議論じゃないですけど、ルールルールと言うなとおっしゃるけど、これがルールですよ。今の議員の報酬を変えるルールはこれです。議会基本条例に書いてあるんで、それをそのまま報酬審議会へ持ってきたということは、確実にここはわかっていたきたい。

よく議会が報酬を変えるのに報酬審議会を開いてくれという議会があります、市長に。市長がわかったと言って開けばいいんですけど、市長は開かないですよ、これはね、この答申がある以上、幾ら言っても。報酬審議会が23年2月にこう書いておきますので、できませんという可能性もあるぐらいこれは非常に重要なことですので、ここに明記しておきました。よくお読みくださるとありがたい。

それから、議会基本条例、議会改革推進会議、議会改革白書、それからもう1個、条例の制定というのを入れておきました。議会基本条例をつくった後に、どんな条例ができたのかということで、倫理条例は一緒につくりましたんで、それから定数条例もつくりましたから、我々が自分たちでつくる条例については、2本しか今ありませんけど、議会基本条例で3本、自分たちでつくった条例として入れておきました。

これは、だから議会基本条例も入れないといかんのかな、よう考えると。

(「そうやな」の声あり)

○部会長(竹井道男君) これは議会基本条例も要りますね、条例の制定に、上には書いてあっても、入れておいたほうがいいね、これも。3本つくったということですね、今の合併以降にですね。

それから、特別委員会の設置、これも旧のやつにも載ってましたので、ちょっとわかる範囲でこういう感じで入れておきました。

それから、広報のほうのケーブルテレビ、インターネット配信、「こんにちは！市議会です」、予算・決算のロビーでの生放送を入れておきました。それから、インターネットのところでは、一番下に「ライブ配信を開始」というふうに入れてあります。これは、きょうの議運でも説明がありました、9月議会から生でスマホで見られるという状況になってきますので、それも入れてあります。

それから、あと議会の主な出来事という言葉がいいのかどうかわかんないですけど、主な出来事として、年表的に各年度、年度と言ったってこれは任期で切っておりますので、17年を1月から12月、18年を1月から10月、選挙ですので18年からは11月から10月ということで、これは視察に来ていただくときに、議会改革という1冊の本がありまして、そこから全部列挙しました。見ていただくとよくわかるんですけど、条例をつくってからは非常に多いんです、これは。22年の11月、それから23年11月、24年11月。次のページへ行って、すごい数が、24年11月のところなんか倍ありますね。だから、いかに条例をつくった後のいろんな取り組みが急激にふえたのかというのがこれを見ていただくよくわかると思います。これは、一応列挙しておきました。こんなことをやっていますよと。

ただ、多分これの細かいのが議会改革白書の中にもぶち込んであるということで、あんな厚いものになったということですので、これを毎年今年度は積み上げていくということになってきますので、またこれも検討部会の中で毎年10月ごろには確認をしながらというふうな作業になると思います。だから、ここが歴史ですね。我々の歴史としてずうっと列挙されておるといふふうにご覧いただければと思います。

それから、ちょっときのう・おととい打ち合わせをしたからふっと思っ、次の先例の84のところ、ちょっと大分後ろのほうですけど、84番に費用弁償というのがあります。

実は、亀山市議会の議員に対する費用弁償は何もないというふうになっています。合併当時に関町のルールを一部使って、たしか関町の方が委員長になったときには一部お金を出しておったような気がしますが、もう新しい選挙になってからなくなりましたので、今あるのは交通費だけです。これも、もらい過ぎじゃないかみたいな議論があっ、このルールで今運用をしています。

自宅から市役所までの距離をインターネットのルート検索を2つ使って、何キロと出ますので、何キロ、これは0.1までですので、それで今私たちのここへ来るときの旅費は計算されています。多分西から来られる方は市役所どまりですので、ここから100メートルぐらい、0.1キロ、駐車場は向こうですので多分カットされて、東から来る人は駐車場どまりですので0.1多くもらうということになるわけですね、理屈上はね。ただ、計算は起点を市役所にしないとできないんで、だからこれは一応市役所を起点にしてあります、今は。これはネットなどのルート検索できるソフトで勝手に距離をはかっています。自己申請じゃありませんので、自分でこのルートを通るといふことじゃないので、それで距離だけ出しています。こういうルールはもう四、五年前からだと思っんですけど、こ

のルールだけが今適用されていると。

(発言する者あり)

○部会長（竹井道男君） 一度また調べていただくと、ちゃんと市役所の住所を入れるとぱっと出ますので、一度調べてもらえれば。その辺だけですわね。

それから、もうちょっと後の90番のところを見てください。

法令その他各種委員会等というところがあります。これは、この検討部会で派遣しないというふうに決めて、法必置のものだけは派遣するということになっております。これが当時民生委員のやつも何かあったんですけど、これも法の改正で民生委員のほうの推薦委員会はなくなりましたので、現在、法必置のものは都計審だけということです。それから、あと本会議で議決する広域連合と三泗鈴亀の農業共済、これだけが今我々が派遣をしている委員ということでもあります。次のページからは、基本的には議長が行くものがこれはずうっと入っておりますので、そういう考え方でちょっと見ていただきたいというふうに思います。

それから、申し合わせというのがここには昔は入っています。2枚ぐらいかな。それで、申し合わせに絡むのは全てここの中のところ、もう全部チェックしました、全部入れてあります、申し合わせという内容は、どれが申し合わせかは別にしても、この真ん中の列のところ、みんな放り込んであります。だから、一切漏れがないようにしてあります。

それを受けて、一番最後の91のその他のところに海外行政視察も一応入れてあります。これは、廃止にはなっておりませんので、中止というか休止ですよ、今ね。ですから、あえてわざと入れておきました。これも必要なければカットしてもらおうということになりますけど、とりあえず今は生きておりますので、その他のところに海外行政視察というところは入れてあります。

従来の申し合わせも全部放り込んでこれが今できていますので、また改めて、古いのをお持ちの方は、どの辺にそれが入っているかという。これで全部です、手続は。きょうの朝の議論もこの中に全部書いてあります。だから、一度これは熟読していただくと、こんなルールで議会が今運用されているんだと。今のやつは全部平成何年何月に決めたというふうに、みんな新しいのは全てのものに年月日が入っておりますので、一度また確認をしていただいて。

だから、改めて皆さんには言いたいんですけど、思いつきでやれないということです。やるには手順を踏んでほしいということと、その趣旨を述べてやってほしいと。それを、どの委員会でやるかを決めると。議運で決める、例えばここで決める、代表者で決める、手続を踏んだ上で結論を得るというふうなことを今後はやりたいと。そのためにこれをつくりましたので、一度また会派の中でも、変えたいときは一遍議長に言ったり、会長に言ったりしながら手続をとるというふうなことを趣旨も踏まえてお願いをいたしたいと思います。突然出てきて、やってくれと言われても困りますので。三泗鈴亀の昨日の提案もまた代表者会議であると思いますけど、片岡議員には悪いですけど、やっぱり唐突に出てきても心の準備をみんなしていないんで、やっぱり資料も含めて準備した上で議論をするというふうなことも非常に大事ですので、一度またゆっくり時間があれば読んでいただくと、こんなことまで決まっているんだなということがわかりますので。

一応これで、コミュニティのところだけ放り込めばもう完成版。あと、関連条規集というのがこれの後ろについているんで、インターネットで見ればわかるという問題じゃありませんので、議会に絡む条例、規則、要綱、内規、4種類あります。全部それを後ろへつけますので、今度。ですから、そ

れを見ていただければ。一番上のところに規則とか条とか書いてあるじゃないですか、この1番目のこの部分も含めて、これがないとわからないですよ。条例とか会議規則とか書いてあっても、もっと見ようと思ったら、今はもうネットでしか見られませんので。だから、これは10月配付時には全てつけますので、ちょっと厚いものになりますけど、それでも全部1本です。議会に絡むものは全てそこへ載せ込みますので、そういう流れを今は事務局と、ちょっと条規集が間に合わなかったんで、10月配付時には全部つけて完成版としてお渡しをしたいと思います。

以上のような感じですけど、何かご確認されたいことがあれば。よろしいですか。

(発言する者なし)

○部会長（竹井道男君） 私としては、一度全部くまなく読んでいただきたいなという印象がありますので、ぜひお願いしたいと。

よろしければ、これはまた10月に、正式版は条規集を追加して配付ということにさせていただきます。

じゃあ、次のところに入らせていただきます。

次に、これも見直しがかかっておりました議会基本条例の逐条解説の改定について、事務局より説明をいたさせます。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） それでは、お手元の資料の2と3、それぞれ逐条解説がございます。

資料2のほうは、日付が22年6月30日ということで、これは制定時の逐条解説ということでございます。それから、改訂の日が、これは次回の推進会議の日を入れる予定をしておりますけれども、26年10月改訂ということで、これが最新版ということでございます。前回お配りをさせてもらったものから最終確認をいたしまして、完成版をお配りさせていただきました。

資料3のほうの中を見ていただきますと、基本的に全部3段書きになっておりまして、まずは水色の部分が条文の本文でございます。オレンジの部分が逐条の解説になります。そして、グリーンの部分用語解説または参考ということで、この欄は条文によってはない場合もございますが、ほとんどのところが入っているかと思えます。

この逐条解説につきましては、条例の素案ができました、たしか平成22年4月の全協のときの説明資料という形で逐条解説の解説入りのものを配付させていただきましたけれども、それ以来ということでございます。また、この2冊を比較しながらご覧いただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 一応、6月30日につくったときと、それから一番新しいものと2つ用意をしました。そのほうが、せつかく整理しましたので、また見比べていただければというふうに思います。

特に10条の市長の提案説明は重要な政策ということで、これはこの会議でルールを決めましたので、そのことが明記してあります。

それから、議会の議決事件も、これは途中で自治法が変わりましたので、この辺の考え方なりが書いてあります。

それから、議員の定数のところも、当時まだ上限というものが、議員の定数の数が決まっておりますので、地方自治法で。当時でしたら5万未満ですので26人という地方自治法がありまして、そ

それを22人に減員、減らす条例でつくってある。たまたまこれは告示で22人になっておりますけど、古い亀山市では減員、減らすという条例でつくってあります。これが、今回ではもうなくなりましたので、上限が。だから、その辺が見比べると少し変化点。

それから定数も、当時はこういう文章じゃない、定数が決まっていませんでしたので。だから、一度またこの辺も見比べていただければ、何がどう変わったのかというのが……。これは、たしか要覧の議会基本条例のところは何を変えたというのが書いてあります。これとちょっと見ていただければ、何が変わったのかということがわかると思います。

まあ配付をしたということです。これもちょっと一、二年かかりましたけど、ようやく最新版。今度また条例が変わればまた要るのかもしれないね、追記されますので、解説と。

要るよな、これは。

(「はい」の声あり)

○部会長(竹井道男君) そうしたら、つくってもらわなあきませんね、これは。来年に向けて、また逐条解説がふえると。

渡邊室長。

○議会事務局員(渡邊靖文君) これは、今度9月末で議長・委員長の責務を入れますよね。ですので、その部分の解説をこれに加えたものを10月に出ささせていただくということで、お願いいたします。

○部会長(竹井道男君) わかりました。

事務局のほうで用意ができるということです。条例改正時に解説をつけて、オーケーになりましたら、10月のときに、これはまた2つ入りますね、委員長の責務と議長の責務というのを入れたものが最終版ということになりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

逐条概説は、よろしいですかね。

(「はい」の声あり)

○部会長(竹井道男君) とりあえず、これももう完成をしたということです。

それから、4番目に入ります。

市民アンケートについて、説明をお願いいたします。

渡邊室長。

○議会事務局員(渡邊靖文君) 7月の下旬から実施しております市民アンケートでございますが、回答期限が8月18日月曜日ということで、きょう現在の回収が355通でございます。もう月曜日が期限で切っておりますので、これから後、来ても数通あるかないかだと思います。回収率は35%程度ということでございました。それから、インターネットのホームページからの回答ということで今回準備させてもらいましたけれども、結果はゼロでございました。

今、随時、株式会社ぎょうせいのほうでアンケートの入力作業をしていただいています。その後、9月に分析ということで、9月末には報告書が完成すると。それから、10月にはホームページ等でも公開の準備に入っていきたいと思っております。9月末の報告書の完成までに、とりあえずは単純集計と、最後の欄が、その他意見で自由表記の意見欄がございます。そういったところは、先に入力が終わりましたらこちらへいただいて、またこちらの部会のほうでその辺は見ていただきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 初めての市民アンケートを実施させていただきましたけど、4割までは行かなかったということで、関心が高いのか低いのかちょっと判断しかねるところですけども、もっとショックなのは、ホームページのほうがゼロだったということになると、懸念しましたが、これも余り考え過ぎだったというか、関心があるのかなのか少し我々も数字では判断しづらいと。あと、また回答の中にいろいろ意見もいっぱい多分書いてあると思いますので、その辺を見ながら、また9月末の集計をもって、次にどんな取り組みが必要なのかとか、その辺の議論もまた今後の課題になるのではないかなというふうに思っています。何はともあれ、三十五、六%の解答があったということがある意味喜ぶべきことと。全く低くてもこれはまたショックですので、まあまあ4割近い回答があったということでは……。

ただ問題は、そこに関心があるかないという項目がありますので、見たことがあると見たことがないという、その数がどれだけ、多分見たことが多い人が出しているんだと思うんですよね。見たことのない人は多分回答はしないと思いますので、そういう意味での単純集計をまず先に出そうかなと思っています。それから、意見もちょっと気になりますので、ちょっと分類しながら、こんな意見に分かれるよということも先に集計をしようというふうに思っております。

アンケートのほうは、よろしいですかね。集計結果だけですけども、スケジュール的には9月末までにぎょうせいのほうでまとめるというふうになっておりますので、また随時様子を見ながら皆さんのほうにはご報告をさせていただきます。

それでは、次に5番目の議会事務局の機能強化についてを説明いたします。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） では、お手元の資料4をご覧くださいと思います。

カルテナンバー38番ということで、これは新規のカルテでございます。

これは、議会基本条例の第20条で、議会事務局の体制整備ということが明記されております。議会改革の推進に当たり、事務局のあり方についての検討ということでございます。

現状分析欄には、今の体制、それから所掌事務は事務局の処務規程に規定をされております。それから、事務局の機能強化と検討部会をサポートするというところで、株式会社ぎょうせいのほうに毎年約20万の予算で議会の調査研究運営支援業務委託ということで委託をしております。ことしの委託内容といたしますと、検討課題の中から4項目調査委託をしているところでございます。

議論の内容でございますけれども、現状の体制強化を図るということで、議員18名体制での議会事務局の要員についての検証であったり、事務局の業務内容の分析、こういったことが議論する内容かなと。それから、議会事務局の役割と議員との連携のあり方を明確にし、事務効率をどう進めるかを検討するというところでございます。

対応内容のところでございますけれども、前段は日経グローバルの特集の部分が記述してございます。

ページをめくっていただきまして、ちょっと具体的に上げさせていただきましたけれども、まずは事務局の職員の採用の関係でございます。

現在、議会事務局職員は、採用試験を経て執行機関の職員と一括で採用されているため、議会事務局職員の配置や増員については執行機関の人事の影響を受けることとなります。しかし、事務局は、議会の監視機能や政策立案機能等をサポートする専門性を持った体制が求められることから、議長は、

議会事務局職員の人事に関しては、その任命権を行使して、積極的に市長と協議すべきであるというふうなことを入れさせていただいております。

それから、議会事務局職員の業務の分析を一度行ってみようと思っております。

それから、政策立案や議会活動をサポートするための法制能力の研さんに努める。

もう1つは、情報化に向けてのスキルを身につける。

最後は、議会のサポートということで、事務局独自の活動について検討をしたり、常に情報収集のアンテナを張って、議員のニーズに応えられるようにということで、市政の課題等について調査・研究をするというふうなことを上げさせていただいております。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） お手元にこの資料もありますけど、日経グローバルの特集で、議会事務局も、今後議会改革を進めると、大きく変革する必要があるだろうというふうな特集記事がありましたので、少し事務局のほうに、こういう取り組みができないのかということ投げかけて、今回カルテを作成してもらいました。

特段、やはり18名になるということで、単純に言えば事務局職員を減らせよみたいなことも起こりかねないという懸念もありますので、まずは自分たちの仕事を分析して、現在の仕事量がどうなのかと、4名減っても私はそう大きく変わらないというふうに思うんですけど、要するにこういう会議が今随分ふえておりますので、条例ができる前の事務局職員の仕事と条例制定後の仕事では、多分何割かどころじゃない、ふえていると思うんですね。所管事務調査、それからこういう検討部会、さまざまこれはいろんな会議がふえておりますので、そういう意味からいくと少し議会事務局自身でこれについては取り組んでもらいたいなあ。我々がどうこういう問題ではありませんので、少し内部的にやってほしいなあということを考えています。ですから、これはしばらく事務局側へお預けをして、事務局側からのいろんな検討項目等について報告を受けながら、最後は多分議長のほうが判断をして、職員のあり方とか数のあり方については市長とまた協議をすることになりますので、非常に重要なものだと思います。

それから、議論する内容と対応内容の業務分析というのが一応入れてあります。

これに関して、3ページのところに、所掌事務で、第4条に12個いろいろ、所掌事務は次のとおりとすると、本会議、委員会云々といっぱい書いてあります。ただ、私、これはちょっとこの前打ち合わせでしゃべっていて、議員からの依頼はここには書いてないのね。だから、会派とか議員からの依頼項目も入れておかないと、どれぐらいそれが多岐にわたっているのかということ。

それから、例えば、申しわけないですけど、あるところは自分らでつくれて、あるところは事務局につくらせると、同じものでも。簡単に言えば、我々が視察に行くときの行程表なんかをつくれるところとつくらせるところとあると。そうなったときに、やっぱりその辺の差をどう見るのか。そうしたら、それはスキルですので、もう少し若い議員もいっぱいいるんで、パソコンのできる議員を取っ捕まえて、おまえつくれというぐらいのことはやらせてもいいんじゃないかなあというふうな思いもあって、パソコンパソコンと言うんやったら、仕事もせいというのが私の思いですので、その辺も含めて、どんな仕事を今事務局が受けているのかということ。ある意味、雑用から重要なところまで議員の仕事ってさまざまですので、頼むことは、一度その辺も含めて、だから悪いという意味じゃありませんので、どんな仕事をしているんだろうかと。多分、一番多いのは議事録を起こす仕事だと思うんですけど、これも丸投げという形でいつも思うんですけど、よそへ頼めばぐっと減りますのでね。

政策方面や我々のサポートになるんですけど。

それも含めて、一度、粗い物でもいいんで、やりたいということも書いてありますので、ぜひまた事務局のほうで一度やっていただいて、どんなことをしておるのかなあということを見た上で、我々がサポートできる部分も含めて、これは同時に議論しないとちょっとまずいんじゃないかなあという気がします。そういうことも含めて、スケジュール的にまだこれは来期以降への取り組みになりますので、これは事務局中心に、我々が参画できませんので、まとめを受けながら、議会としてもどういう対応をするのか議論をしていきたいと思います。大変なことですけど。

視察に来られて説明をすると、よくこれだけの仕事を7名で回していますねといつも言われる、大変ですねこう言われます。でも、それは回し切れている議会事務局ですので、やっぱりそれだけ能力が高いんだろうと思うんですよね、受け切れる力があるという。だから、それをさらに高めていかなあきません。これは、1人減らされるとえらいことになりますので。そういう意味で、よその議会の事務局よりは負荷されているという印象は持って。もう60近い市の視察を受けていますけど、ほとんどの市がそうやって言いますからね。私は大変じゃないといつも言いますが、できなかつたらギブアップするだろうと。会社も一緒じゃないですかね、突っ込むだけ突っ込んでおいて、キャンと鳴いたときに初めてみんな助けに行くわけですので、それまではみんな……。

(発言する者あり)

○部会長(竹井道男君) 鳴かなきゃだめ。鳴いて初めてわかるわけですので。会社もそういう組織ですので。

ちょっとこういう資料で少し皆さんもご興味を持って、どんな仕事は今負荷がかかっているのかどうかというのをお願いしたいと思います。

よろしいですかね、これについて。一度、この辺もまたご一読願えれば、大分時代が変わったんだなあという、要は議会事務局が先導していくということですよ、我々を。今までは後ろから歩いてくれていたのが、もういよいよ事務局に引っ張ってもらう時代も来ると。政策的な部分も含めて、我々の使い走りじゃないということですね。本当の事務局としての位置を高めていくということも重要ですので、ぜひまた一度この辺も会派の皆さんで見ていただければありがたいと。

よろしいですかね、事務局機能強化。

(「はい」の声あり)

○部会長(竹井道男君) これは、ちょっとスケジュールはまだ入っていませんので、また来期のところで入れてもらおうと思います。

それから、あと(6)に入らせていただきます。

検討スケジュールの進捗と新たに入る項目について説明をいたさせます。

渡邊室長。

○議会事務局員(渡邊靖文君) それでは、事項書には4項目上がってございますけれども、これもスケジュール表のほうで説明させていただきたいと思います。

進捗状況も含めてということでございますので、上から順番に行かせてもらいます。

まず、市民アンケートの実施は、今一応終わりましたので、9月に分析報告書が出ますということでございます。

次が、ホームページの関係でございますが、これについては、もう広聴広報委員会のほうに委ねら

れまして、私どもの要望という形ものは全て執行部のほうにお伝えをしてあります。執行部のほう
は、合併10周年の来年1月11日には新しいホームページを運用したいということでございますの
で、今後、もう業者も決まっておるようでございますので、詳細な打ち合わせに入っていくといふ
うに思っております。

続きまして、3番目、本会議・委員会のライブ中継でございますが、これについては9月定例会か
ら全ての本会議と予算決算委員会のインターネットのライブ配信を行うものでございます。それとあ
わせて、スマホ、タブレットでも見られるようにするという改修をしております。既に、もう光ケー
ブルの敷設は終わりました、先般、神戸総合速記のほうがパソコンのセッティングも終わりました
試験配信もいたしました。もう準備完了でございます。あと、予算決算委員会につきましては、こち
らの第1、第2、第3委員会室を使いますので、今までは1階のロビーにケーブルを引っ張って、テレ
ビをロビーで映しておりました。それはそれで放送をして、もう1本、ここから今度は議場のほうの
カメラ設備のところから光ケーブルが来ておりますので、そこまで1本またケーブルをはわせてライブ
配信をするというふうなことで考えております。

それから、次が議会報告会の開催でございますけれども、これにつきましては、これは各会派で一
度ご検討をいただいた項目でございます。会派の報告の中では、おおむね各会派とも前向きな回答で
あったかと思うんですが、今現在のアンケートにもこの項目は上がっておりますので、その市民の
声も一度確認をして、今後この辺はもう一度議論をしていくという項目で、一旦保留になっておるこ
ろでございます。

続きまして、次が議会から審議会等へ議員を派遣しないということについて、関連団体との議論の
場の設置でございます。

これは、事項書にも少し上げてございましたけれども、これにつきましては7月18日に正・副委
員長会議を開催していただきました。そのときに各常任委員会の年間スケジュールもお示しをさせて
いただいて、その中には定例会の委員会のほかに所管事務調査、それ以外に各種計画がいつ策定され
るのかというふうな内容を入れて、それから派遣しないことによって関係団体との意見交換、そうい
ったもののスケジュール表をお配りさせていただきました。正・副委員長会議の中で議論をしていた
いただきました。その後、各委員会のほうで日程調整をしていただいております。産業建設委員会では、
先般土地開発公社と意見交換をしていただきました。それから、農業関係団体は9月の末に予定をし
ております。

(発言する者あり)

○議会事務局員（渡邊靖文君） 9月30日に予定をしております。

それから、教育民生委員会のほうは、社協と日程調整が終わりまして、9月26日ということで社
会福祉協議会との意見交換が決まっております。それから総務委員会につきましては、これは委員を
派遣しないこととはちょっとまた違いまして、議会に予算・決算書が提出されておる団体というこ
とで、地域社会振興会と意見交換を実施いたしました。これは初めての試みでございます。そういう意
味では、社協も公社も派遣をしないということもありますし、予算・決算書が提出されている団体で
もあるというところでございます。

続きまして、委員会運営のあり方ということでございますが、これは常任委員会をどうするかとい
うことでございますが、これは各会派の意向は全てお聞きをしましたので、代表者へ委ねて、9月で

条例改正という予定でございます。

次が、議会運営委員会のあり方の検討でございますが、もうこれは議会運営委員会のほうに委ねましたけれども、一応定数6名というふうな形での条例改正ということで、代表者会議のほうで確認いただく予定でございます。

次が、議長・委員長の責務についてでございますが、これは議会基本条例のほうに明記をするということで、この部会で確認をいただきまして、これも代表者会議で確認をいただく予定で、それが終わりましたら条例改正という予定でございます。

次が、議長の委員就任についてということで、これにつきましても、この部会でも議長が委員につかないというふうなことで、もう条例の中に明記するというで、委員会条例の改正について代表者会議で確認いただいて、これも9月で条例改正予定ということでございます。

それから、議会要覧の見直しということで、きょうお配りをさせていただきましたが、最終例規関係も入れ込んで10月に配付をさせていただく予定をしております。

次が、基本条例の逐条解説の改訂でございますが、きょう一応最終をお配りさせていただきました。今後、議長・委員長の責務が入ることによりまして、その部分を改正したものを10月の推進会議で配付を予定しております。

次が、40番は新規ですので、ちょっと後回しにいたしまして、その次の、議決を要しない計画等への議会の意見反映はどうするのかということでございますが、これについては、この部会でパブリックコメントを実施する計画については関与をしていくということを決めていただきました。じゃあ、どの時点でその説明をまず受けるのかということは、現在執行部と調整中でございます。庁議が終わってパブコメの間が大体今の主流でございますけれども、庁議の前に受けるのか、それとも中間的なものを受けるのか、その辺は今ちょっと執行部と調整中でございます。ですので、ことしに入ってから一応パブリックコメントがあったものについては、その直前に各委員会で説明をされている、例えば子育てなんかもされておったという状況でございます。

続いて、反問権について、反問できるものの範囲とか内容、回数の明確化ということでございますが、これについては要領をつくっていくということでございますが、これについては今後ということで、まだ実際に取りかかってはおりません。

続きまして、政策の立案や提言のあり方についてということで、今は全員協議会しかございませんが、政策検討会議（仮称）の設置の検討ということでございます。これについては、各党派で設置については前向きな意見をいただいておりますので、これは代表者会議で一度議論をしていただくということになってございます。

続きまして、議会の情報化でございますが、パソコンやタブレット等の利活用の検討でございます。

一応、7月に3階のWi-Fi環境は一応整備をしたんですけれども、若干やはり事務局から離れますと電波が届かないところがございますので、もう少しその辺はちょっと改良をしたいというふうに思っております。それから、これから1台タブレットを購入いたしまして、タブレットでどう活用ができるのかというのを一度事務局でまずは検討してみたいというふうに思っております。このタブレットについては、予定をしておりますのは、オフィスが入っておるタブレットということで検討をしております。

それから、続きまして公聴会制度及び参考人制度、また請願者の説明機会についてということで

ざいます。この2つについては一つのカルテになっておりますけれども、内容的には2つございます。これは今、株式会社ぎょうせいのほうに調査委託ということで、他市の状況とか、その辺をいろいろ調べていただいておりますのでございます。

続きまして、議会提出議案への市長等の意見表明ということで、議提もしくは委員会提出議案等に対して、市長が意見を言える場をということで、これについても株式会社ぎょうせいのほうに他市の状況調査をまずしていただいておりますのでございます。

続きまして、議会の議決事件ということでございますが、第2次総合計画策定の是非により、条例の改正の検討を行うということでございます。地方自治法の改正によりまして、総合計画の策定の部分がもう削除されておりますので、28年でたしか今の第1次は終わると思いますけど、それ以後どういうふうにするのかという執行部の方針が今のところ出ておりませんので、それを受けて検討に入り、どうするかということになろうかと思えます。

それから、新たな議決事件の項目の必要性ということでございますが、これについては今のところ追加はないということで検討しておりません。

続きまして、政務活動費の公開で、会計帳簿の公開をということで、これについては6月23日からもうホームページで会計帳簿まで公開をしております。これについては、もういっそのこと領収書も図書室で閲覧できるようにしてはどうかというふうなことで、代表者のほうでそういう意見も出ておまして、今後これについて検討していくということでございます。

続きまして、長期欠席者への対応ということでございます。

これは、議員さんが長期欠席をした場合に、その報酬を支払うのかどうかという部分の要領をつかってはどうかということで、これも今、他市でさまざまな条例の一部改正が行われておまして、長期欠席者への対応がなされております。ですので、うちも一度、これも株式会社ぎょうせいに今委託をしておりますが、そういった他市の状況も踏まえて条例改正を検討していくというところで、今現在調査委託中でございます。

続きまして、次、政治倫理の関係は新規ですので、後ほどとさせていただきます。

その次が、政策形成及び立案能力の向上ということで、コンサルや大学等との連携について、これについては今のところまだ取り組んではおりません。

それから、次が条例の見直し手続の関係でございますが、見直しの手順書の作成や検証委員会の設置、これについては今後ということになっております。

それから、監視及び評価をどのように行っていくのかということについて、検討内容ということで、通年議会の調査ということで、これはまた事務局のほうで通年議会に関しては調査をしていきたいというふうに思っております。

それから、次が議会基本条例の基本理念の抽出ということでございます。

これは、もともと将来の自治基本条例の制定に向けて、議会基本条例から基本理念の抽出を株式会社ぎょうせいに委託をしておったんですが、それまでに「協働」という言葉がかなり出てくるということで、協働の定義をまず整理せなあかんということで、一旦これは定義づけをして完了いたしました。今後については、一番下に新たにまたカルテ39番で起こしております、自治基本条例制定に向けてということで、今後の課題ということで残っております。

それから、その1つ前、事務局の機能強化ということは、先ほど説明いたしましたカルテ38番の

内容でございます。

それでは、今、2つ飛ばしましたけれども、カルテの資料6をご覧くださいと思います。

40番でございますが、これは新規のカルテでございます。

機能が十分に発揮できる委員会のあり方とは、市民の傍聴の意欲を高める議会運営とはという検討課題でございまして、現状分析のところでは、議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならないと規定をされております。

また、委員会運営の中で、予算決算委員会の予算と決算の審査については、理事会を設置いたしまして、そこでまず協議をして運営しているというところでございます。また、質疑の事前通告、また質問時間とか順序についても決めております。

その他の常任委員会、総務、教民、産建、この常任委員会では、特に決めごとがなく、議案審査も委員長より申し出がない場合を除き、全て一括審査をしております。議論する内容といたしましては、常任委員会、予算決算委員会、議会運営委員会等の会議についてのうち、まずは常任委員会での運営について議論ということで、内容といたしましては、現在の審議方法の見直し、また議論が活発となる委員会運営についても検討をということでございます。

それから、予算決算以外の3つの常任委員会の将来のライブ中継も視野に入れての運営方法についての検討ということでございます。対応内容といたしましては、委員会の運営方法について検証して、さらに活発な議論ができる委員会運営についての検討。それから、本会議、予算・決算審査のライブ中継を26年9月から開始するに当たり、今後の展開と常任委員会のライブ中継の検討が必要ではないかということでございます。この検討過程として、ライブ中継に見合う委員会の運営方法についても検討を行うということでございます。それと、ここで委員会のライブを行うとなりますと、今のこの円卓のレイアウトもちょっと変えないと、なかなかこの円卓でカメラで写すのは難しいと思いますので、その辺の議論もしなくてはならないということでございます。

それから、もう1つがカルテ41番、資料7でございます。

議員の政治倫理への対応ということでございます。

特に、議会における不規則発言等についてということでございますが、議員の政治倫理ということで、基本条例第16条に、「議員は、市民の厳粛な信託を受けたことを自覚し、市民全体の代表者として常に良心と倫理性をもって努めなければならない」と規定をされております。それから、政治倫理指針を少し列記させていただいております。

現状分析でございますけれども、この政治倫理指針の中の会議等の心得として、企業または個人を誹謗すること、または私生活に干渉するような言動は避けること。地方自治法、議会基本条例及び会議規則に定める議員の品位の保持に努めること。常に礼節を重んじ、議員相互の融和を図ることといったことが明記をされております。

議論する内容なんですけれども、最近、これは他の市議会等の中で、議員の不規則発言が問題となっているケースがテレビでも報道されております。セクシャルハラスメント、マタニティーハラスメント、パワーハラスメント等の発言を行わない、議員の倫理観の醸成の検討ということで、対応内容といたしましては、政治倫理指針の見直しを行うということで、さまざまなハラスメント行為を禁止する項目を追加するというところをご検討いただきたいということでございます。

以上でございます。

○部会長（竹井道男君） もう9月議会が終わると、今の予定だと10月8日に全員協議会が予定をされておりますので、多分そこら辺でもうこの活動は終わってしまうということもありますので、とりあえず現状までの進捗状況、終わったものもありますけれども、報告をいたさせました。

特に、今ぎょうせいのように調査委託をしているのが9月ぐらいにしか上がってこないんで、この辺を確認していくのか、来期に持ち越すのかは、少しこれは検討させてほしいというふうに考えています。

それから、特に長期の欠席者を当初これは入れて、ちょっと異論を唱える委員さんも当時いらっしやいましたけど、例の稲沢でしたか、中国で拘束されて、結局は供託を今されているんですかね、対応としては。戻すと寄附になりますので、寄附行為はできないんでもう供託しか手がないと。

それで、いろいろ調べても、議運で視察に行った議会でも結構書いてあるんです。何カ月休んだら幾らしか、まあ減額支給ですね。ただ、報酬という定義がまだよくわかっていないんで、ぎょうせいのほうには報酬って何なんだということを特に調査してほしいというふうに頼んであります。報酬の定義があって、初めて減額とか不払いとか、報酬は何の対価なのかというところで、月給なら別ですけど、休んでも月給だったらくれますけど、報酬というのは活動があってくれるものなのか、ちょっとわからないところがあるんで、その辺がはっきりした段階でどういうふうにしていくのか。かといって、あれだけ騒がれると、何らかの規定は持っていたほうが市民への説明責任は果たしやすいと、何もありませんとそこで騒いで、またテレビカメラが入って、議長さんのインタビューをしてなんてことにならないように、緩いものであっても、何らかの決めごとはどうかなという印象を持っています。

それから、この段階ではちょっと入れていなかったんですけど、最近ちょっといろいろ新聞とか雑誌を見ていると、産休ですね。うちは、女性議員は産休の対象かわからないんですけど、仮に今後産休が入ったとき、決めごとがない、産休に関しては。1年間、例えば職員だと2年休むじゃないですか、今。ところが、議員が休めるのかという議論になってきて、それでマタニティーハラスメントじゃないけど、何で子供を産むんだとか、子供をつくるのが悪いみたいなことになってくるわけです。でも、実際そういうのをつくっている市もあるんで、国会議員も2人ほど適用だったのが小淵さんと橋本さんやったか、休んだ経緯もあるみたいで。だから、そういうのもあるんで、せっかくなら長期欠席の対応に産休なんか一度調査して、必要なら入れておいたほうがいいんじゃないかと。今後、門戸がどこまで広がるかわからない。若い議員だって当然出てくる可能性はあるんで……。

（発言する者あり）

○部会長（竹井道男君） ちょっとそういうところも入れたらどうだろうかというところですね。どうなるかはまだ決めていませんので、少しその辺も含めて、ここの長期欠席については少し調査をさせていただこうというふうに考えています。

それから、委員会のほうについては、いよいよライブ中継が予算決算からもう始まってきますので、残されたのは議運・全協、全協は今でも中継できますけど、議場です。あと残っているのは議運と常任委員会。多くの市では全協も常任委員会も結構ライブ中継もふえてきていますので、ここまでくればやらざるを得ないと、委員会のライブ中継は。

そうなる、これも議運で視察に行ったところいろいろ聞いてみますと、議案審査の方法も違うんですね、うちの。一括ではなく、一本一本片づけておると、そうしないと見ている人がわからん。

それから、請願とかあった場合は、もう開会冒頭に請願の審議を始める。それは、請願に対する説明を、これも今ここに置いてありますけど、請願者が来て説明するというものですね。そういう問題もあるんで、そういう議会では、冒頭でやっています。10時からまず請願審査が始まって、終わってから議案審査。そうしないと、待たさなあきせんもんね、来てくれる人たちを。うちは分科会をやっていますので、例えば1時から来てくださいというふうなことになる。またそういうものも含めて、ライブ中継をやるためには、さまざまにまだ条件整備が要するということですね。だから、今みたいに一括審査じゃありませんので、一個一個区切った議論をしてもらわないかと、そういうのも試行的に一遍やってみて、大体できるねというときから多分ライブをやらないと、一気にそれをやりますと、また混乱を起こすし。

ただ、予算決算は通告制をとり、さらに順番でやっているんで、同じことを常任委員会に入れればいいわけです。ただ、議員の発言に時間をとるのか、制約するのかなんて話になってくると、これはまたルールの問題になってくるということですので、これは全員で一遍議論していただかなあかんし、極端に言えば、委員会で発言されない委員も時折いらっしゃるときがあると、それは順番で1ローテーション回そうとか、それはテレビでみんな見えていますのでね。そのうちケーブルも中継が始まると思いますんで、ここまでいけばね。そういう意味からいくと、委員会機能というものがどれだけ議会で役割を果たしているんだという見せ場でもありますので、こういうことも今後ちょっとご議論願おうかなと。

それから、テレビを映すのにちょっとこのやり方では難しいんで、広域連合に行かれた方は、鈴鹿の広域連合の議場が上手につくってありますけど、要はああいう形式じゃないとちょっと中継できないというふうな問題も、ハの字というんですかね。ちょっとこれぐらいにして、向こう側に理事者がいるという。だから、ここもちょっとレイアウトを変えなきゃいけないとか、さまざまな様相がありますんで、これは予算も伴いますし、来期に向けてこの辺も課題としておこうかなと。

それから、政治倫理は、この前のセクハラがありましたけど、マタニティーハラスメントとかパワハラ、モラルハラスメントもありますので、少し言動を避けることと書いてあるだけです。具体例としてハラスメントに絡むような行為はだめですよとか1個入れればいいわけですので、これがまさしくルールですよ。ルールになかったら何でもやっていいのかというと、そうじゃありませんので、やったらああやって大騒動になって、都議会は何か何事もなかったかのように終結しましたが、そうはいきませんので、やっぱりおのずとみずからを律するということが非常に重要ですので、少しこの辺を今後、これは来期になりますので、課題として提起だけさせていただこうかなと。

それから、ぎょうせいに任せてあるやつはもう少し、9月末に来ますので、整理してまたこれも資料に添付しながら来期に向けてお願いをしようというふうな、そんな流れを考えておりますので、一度また頭の隅に置いて、同じ方がまた来期のメンバーになるかどうかわからないですけど、会派の中でどなたかはここに来ますので、お願いをしたいと思います。

よろしいですかね。ちょっと一気に新しいものを放り込んでしまいましたけど、少し今後の課題ということで。

(発言する者なし)

○部会長（竹井道男君） いいですか。

ちょっとスケジュールの関係で何か確認したいことがあったら。

(発言する者なし)

○部会長(竹井道男君) よろしいですか。

ライブ中継は、インターネットのライブが予算委員会、決算委員会ですので、ケーブルはそこへ入っていませんので、予算決算は、これを崩すためにインターネットから始めるわけですけど、次はライブ中継、ケーブルも少し議論はしてもらわなあかんかもしれないですね、予算決算の中継に関しては、今のところ理事者も何も言っていないので。

○副部会長(服部孝規君) あれは、どういうふうにやれば見られるかというのは、何もホームページには。

(発言する者あり)

○副部会長(服部孝規君) ないんやね。あれはしておいてもらわないかんね、事前にね。

(発言する者あり)

○副部会長(服部孝規君) ライブを見たい人にさ。今から宣伝せよと言っても……。

○部会長(竹井道男君) じゃあ、ちょっと説明だけ、軽目に。

渡邊室長。

○議会事務局員(渡邊靖文君) うちの議会のホームページのトップページに、9月定例会からネットのライブで見られますと、あとタブレットでも見られますというのをトップページに入れようと思っておりますので、またこれからちょっと準備いたします。

○副部会長(服部孝規君) それで、その手順というの、こういう手順をしてもらえば見られますよみたいなことを、どこをクリックしてどうしたらいいかみたいな。

○議会事務局員(渡邊靖文君) わかりました。

○副部会長(服部孝規君) そこに、画面にもうあればいいけどさ、そうしたらそこをクリックするというのはわかるけど。

○議会事務局員(渡邊靖文君) じゃあ、その言葉のところをクリックできるようにしたらいいんですね。

○副部会長(服部孝規君) そうやな、それが一番いいな。

○議会事務局員(渡邊靖文君) わかりました。

○部会長(竹井道男君) 今回、事務局と相談して少しお金がかかっているのは、普通はユー 스트リームとかユーチューブに直接上げるんです。鳥羽なんかもそうです。安い、ただでやれます。でも、今回それだと、後で検索したり、それぞれ見るのにちょっとややこしいんで、神戸総合速記というところが1個絡んでいます。要するに、神戸総合速記側が実際はユー ストリーム、ユーチューブだとか使うんやね。

(発言する者あり)

○部会長(竹井道男君) そうやね、スマホやね。スマホ用は、実際流れるのはユーチューブの画面ですけど、ストックは神戸速記側のストックになりますので、使い勝手のいいものになるように、それで100万、今回予算をとってやらせました。だから、ちょっと丁寧にやっています、後々のことを考えて。だから、お金はかかるんですけど、光回線の速いものを専用回線に今1本引いたということですね、流れがいいように。ですから、いろんな意味でよそよりは少しぜいたくな配信方法にしているんで、何かいろんな対応は従来以上に。

例えば、スマホで私の発言を後で見たいというときの検索なんかは多分やりやすいです。ユーストリームなんかずうっとめくらないと出てきませんが、これは多分こちらからクリックすれば見られるというふうな、今のホームページと同じようなスタイルにしてもらうように頼んであるんで。だから、これで「こんにちは！市議会です」も今度はタブレットでも見られるような仕掛けになります。だから、スマホしかない、家にパソコンがないという人は、それでこれが見られるというところまで幅が広がってきましたので、それを使わん手はないということで委員会もいっそのこと流してやろうかというふうな考えですので、どんどん環境としては広がっていますので、ぜひまた皆さんでいろんなご議論をして。

その後、またタブレットの活用や何やはまた次々と入っていきけるような流れにも今つくっていますので。よそは、何か一気にタブレットを持ち込め、パソコンを持ち込めと言いますが、持ち込むには何をやるんだという議論がないまま持ち込んでも意味がありませんので、何ができるということを考えた上でタブレットも。だから、この要覧も逐条解説もデータに落とせば、皆さんにタブレットを配布すればそこに入っちゃいますし、例規集も昔はCDでもらっていましたんで、もしダウンロードを担当がしてくれれば、そいつを放り込めばネットにつながんでも例規集も見られますので。ということは、大体のものは全部手元にあるわけですね、タブレットの中に。そういう意味での電子化にもつながってくるんで。だから、やっていることが一本一本見るとわかりづらいですけど、長い目で見ればみんな重なって、まさしく電子化の中にどんどん亀山市議会も進んでいるというふうな。だから、おくれておるとか、遅いと思っていたかずに、最後にタブレットを入れるときにはみんなができて上がっているという流れを今考えていますので、いろんなまたご意見を頂戴したいと思います。

ちょっともう1時間を過ぎました。もう終わりますので。

よろしいですかね。新しいのはまた今後ということですので、少し頭に入れておいてください。

それでは、あと2つほどですので、ちょっと一気にやらせてもらいます。

白書の2014について説明をお願いします。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） 議会改革白書2014でございますが、昨年、議会基本条例制定から25年10月までの3カ年分をこの白書2013でまとめました。

今回は、それ以後1年分ということで、まず各会議や委員会の活動の報告。これは、いつ幾日、どういう項目を議論したという一覧でございます。

それから、各種会議、委員会での決定内容。例えば、議運でこういうことが決まりました、代表者会議でこういうことが決まりました、これを全部会議ごとに整理します。これは、これまで部会でも決定事項があれば、この場で報告させていただいておりましたので、それが載る形になります。

あと、それ以外には例規の一部改正、今回9月に特にございますけれども、一部改正の内容であったり、所管事務調査の今年度版の報告。今回は、また新たに市民アンケート、これも結果を載せたいなというふうに思っています。それから、検討課題のカルテ、ずうっと今まで議論してきてもらいましたけれども、これの完了版。それから、これからの新たなやつ、その辺を区分しながら載せていきたいなど。それから、視察資料もどんどん新しくなっていますので、視察対応用の資料もまた入れていきたいなというふうには思っております。

それを1つつくりましますけれども、去年お配りした2013のこのファイルがございますので、各議

員さんから一旦これを全部うちへ回収させていただきまして、ごそっと差しかえて、過去3年分と今回のと1冊にしてお配りをさせていただきたいなど。そこには、今つくっておりますこの要覧と、例規集も全部入れ込んで1冊物でお配りをしたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○部会長（竹井道男君） これも事務局と打ち合わせの中で、新しいところだけ載せるのかという話もあったんですけど、せっかくお渡ししているんで、この1冊。もうずうっと時系列で追加させます。だから、古いほうは抜いて、また新しいものを、3年足す1年、4年分に入れかえるという格好にさせて、だから常に入れかえながら、何も変わらんものはそのまま、変わったものは差しかえると、だから追加したいということですよ。そういうふうにさせていただきました。ですから、一旦回収して載せると。

それと、せっかく伸びるファイルにしましたんで、今回の要覧とか逐条解説も、もうこれが1冊あったら大体全部わかるような仕掛けにしようということで、そういうふうにさせてもらうようにしましたんで、これさえお手元にあれば……。それで、これはもうデータ化になっていますよね、既に。CDで渡していますので、データで欲しい方はデータにして、しつこいようですが、タブレットや何かを導入するときにはその中に放り込んでおけば要覧を持ち歩かんでもパソコンで見られるというふうになりますので、だから将来のことも考えて追記ですね。どんどん追加していくようなスタイルに変えさせていただきました。これも10月8日のときに間に合うように全部調整を……。それまでに回収するんやな。

（発言する者あり）

○部会長（竹井道男君） だから、要覧をまた10月8日までに一旦回収をかけて、9月定例会中に一旦回収をかけて、それで新しいものに全部入れかえて10月8日にお渡しをするというふうにさせていただきます……。

（発言する者あり）

○部会長（竹井道男君） だから、これを何せ回収せなややこしくなるんで、一旦もう白書自体は戻してもらって、差しかえたものを新たに。そのほうが、入れてくださいと言っても入れないとまたわかりにくいので、そうさせていただきます。事務局のほうに、またこれも業務量調査からいけば、白書の時間に何時間かかったと書かれますけど、しょうがないね。一遍やっておけば、来年からはもう少しまたスムーズにいけると思っていますので、そういうふうに。

これは、また指示だけ出してくれますか、回収の指示だけ。どうせすぐには使わへんで、早目に回収指示してもらおうかな。

（「そうですね」の声あり）

○部会長（竹井道男君） 見ることは本会議ではあらへんで、9月定例会では。ちょっとまたそれはお願いします。

それじゃあ、最後に次回の開催日について諮らせていただきます。

いろいろ事務局とも相談したんですけども、大体終わりましたし、次にもしやっても、すぐに10月8日が全協で、その後、推進会議ということで、議長のほうの意向もございますので、まだ9月末もありますから、もう一遍私と事務局のほうで全部整理して、10月7日にできればお願いをしたい。それは、8日出す資料の説明と、またまとめたものを一回7日に皆さんに確認をしていただ

いて、それを受けて推進会議に資料を出すというふうに考えております。

それからもう1点、引き継ぎ書という名前がいいかどうかかわからないですけど、次の検討部会への引き継ぎ、前は答申というふうにしましたけど、引き継ぎというものを1個つくろうと考えています。要するに、これだけまだ残っていますというものをきちっと引き継ぎ書にして、議長にお預けをして、来期、また11月以降、これが発足したら、それをもってまずそこからやってくださいというふうなものを手順としてはしようかなと考えています。それも含めて、皆さんのほうにみんな見ていただいて、オーケーとった上で8日に臨むというふうなスケジュールで考えております。

7日の日は大丈夫でしょうか。

○副部会長（服部孝規君） 何曜日でしたかね。

（「火曜日」の声あり）

○部会長（竹井道男君） 翌日が全協ですので、その前日。もうそうしないとちょっと時間的に資料も間に合わないと思いますので、何やかんやありますので。

じゃあ、10時からよろしいですかね。

（「はい」の声あり）

○部会長（竹井道男君） じゃあ、10月7日の10時から最終回ということで、25回最終回ですね、これが今期の。案件は……。

（発言する者あり）

○部会長（竹井道男君） 済みません、ちょっと私の勘違いです。

10月7日、10時から広聴広報委員会がありますので、終わった後、1時からじゃないとできませんもんで、10月7日の午後1時から今年度分のまとめ、要するに議会改革白書2014のまとめと、それから来期への引き継ぐ内容についての整理したものの確認ということでやらせていただきます。それから、アンケートの関係もでき上がってきていますので、アンケートの報告。

それから、条例改正等がありますので、その件の案件はもう事後になってしまいますので、結果報告だけでやらせてもらいます。委員会条例と議会基本条例。これは、24日の本会議で決めてしまいますので、事後になりますけど、これは、確認項目としては内容を出させていただきます。そういうところが最終の内容になりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

いい、何かある。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） 委員会条例と議会基本条例の改正案は、どこで確認しますか。

○部会長（竹井道男君） 推進会議。これは僕ではまずいよ。

条例改正のための確認の会議が、推進会議しかできませんので、検討部会では、それを今事務局と相談して、議長のほうに予算決算委員会の最終、2日目の最後の日にちょっと条例内容だけ皆さんにオーケーをもらっておかんと提案できませんもんね、翌々日の議運で条例案の提案がされますので。

（発言する者あり）

○部会長（竹井道男君） どうぞ、議長。

○会長（前田耕一君） そういうことで、今話がありましたけれども、予算決算委員会が終わった後、その場で切りかえてでも対応はできると思いますので、考えておりますので……。

○副部会長（服部孝規君） 予算決算は18、19。

○会長（前田耕一君） それで、一応予算決算委員会の2日目が終わった後に続けて開くことを考えておりますので、その方向で。

○部会長（竹井道男君） ほぼ七、八割は解決しましたが、まだまだ残っておりますけど、それは引き継ぎ書にしたためて、皆さんには諮りませんが、勝手にこちらでもう引き継ぎ書もつくって、しつこいんですけど、7日に全て確認をしていただいて、それをもって8日で2014年の締めというふうになりますので、よろしく願いをします。

ちょっと休憩もとらずに申しわけなかったですが、あと楽しみなのは、市民アンケートの内容がどんなふうな形になっているのか、どんなご意見があるのか非常に興味のあるところですけど、また早く出せるものは個別には出すようにしますので、よろしく願いをしたいと思います。

じゃあ一応、ちょっと1時間半ぐらい休まずにやらせていただきましたが、第24回の検討部会をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

午後2時25分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 26 年 8 月 21 日

議会改革推進会議検討部会長 竹 井 道 男